(趣旨)

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年 法律第65号。以下「法」という。)第10条第1項の規定に基づき、障害を理由 とする差別の解消の推進に関する基本方針(令和5年3月14日閣議決定。以下 「基本方針」という。)に即して、法第7条に規定する事項に関し、市長部局、教 育委員会、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務 局に属する職員(以下「職員」という。)が適切に対応するために必要な事項を定 めるものとする。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第2条 職員は、法第7条第1項に規定するとおり、市の事務又は事業を行うに当たり、障がい(身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。)その他の心身の機能の障がい(難病等により起因する障がいを含む。)をいう。以下同じ。)を理由として、障がい者(障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態である者をいう。以下同じ。)でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。

(合理的配慮の提供)

第3条 職員は、法第7条第2項に規定するとおり、市の事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)の提供をしなければならない。

(所属長の責務)

- 第4条 所属長は、前2条に掲げる事項に関し、障がいを理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。
 - (1) 日常の業務を通じた指導等により、障がいを理由とする差別の解消に関し、職員の注意を喚起し、障がいを理由とする差別の解消に関する認識を深めること。
 - (2) 障がい者、その家族又はその他の関係者(以下、「障がい者等」という。)から不当な差別的取扱い又は合理的配慮が欠けた対応に対する相談、苦情の申出等があった場合は、その状況を迅速に確認すること。

- (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合は、職員に対し、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。
- 2 所属長は、障がいを理由とする差別に関する問題が生じた場合は、迅速かつ適切 に対処しなければならない。

(相談体制の整備)

- 第5条 市は、職員による障がいを理由とする差別に関する障がい者等からの相談に 的確に対応するための相談窓口を保健福祉部社会福祉課に設置する。
- 2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面、電話、ファックス、電子メールに加え、障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。
- 3 第1項の相談窓口に寄せられた相談等は、社会福祉課において集約し、相談者の プライバシーに配慮しつつ、総務課及び関係部署で情報共有し、対応を協議するも のとする。
- 4 第1項の相談窓口は、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

(研修及び啓発)

- 第6条 市は、障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要 な研修及び啓発を行うものとする。
- 2 新たに職員になった者に対しては、障がいを理由とする差別の解消に関する基本 的な事項について理解させるために、新たに所属長となった職員に対しては障がい を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるために研修を 実施するものとする。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。